

児童福祉としての保育制度の拡充を求める意見書

令和元年10月より、3歳から5歳までの全ての子供及び住民税非課税世帯のゼロ歳から2歳までの子供を対象とした幼稚園、保育所、認定こども園などの利用料を無償とする幼児教育・保育の無償化の実施がされてきました。

しかしながら3歳未満の児童については住民税非課税世帯以外は無償化の対象となっておりません。そこで児童福祉における公平性の観点から国及び政府に対し、幼児教育・保育の無償化を持続可能なものとするために、幼児教育・保育の無償化を国費で全額負担とする制度を強く求めます。

急速な少子化が進む中、児童福祉としての保育事業の質の向上と安心して子供を産み育てることができる社会の実現が強く求められており、子供の健やかな成長を支えるためには、質の高い保育サービスの提供と保育の担い手の確保が重要です。

子供の安心・安全な保育を保障すると同時に子育て家庭の支援を強力に行い、保育士の配置基準を見直し、実態に見合った給与の実現、保育士・調理員の配置基準の抜本的改善が急務です。また、公立保育所や認可保育園へ入所できない児童は認可外保育園に頼らざるを得ない状況が続いているが、行政による援助が著しく少ないため施設の整備拡充が極めて困難な状況であり早急な対策が求められます。

よって、国において児童福祉の安心・安全のため、下記の事項を実施するよう強く求めます。

記

- 1 少子化対策推進のため3歳未満の児童について保育費完全無償化の実現。
- 2 保育所等の早急な職員配置基準の見直しや公定価格の引上げなど、保育士等職員の処遇を改善するための必要な支援のさらなる周知を行うこと。
- 3 認可外保育園に対する支援について、特別措置として具体的な支援策や財政措置の取組を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和4年9月28日

糸 満 市 議 会

あて先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣、
少子化対策担当大臣